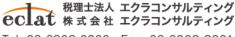
No.0172/2019/1/11



Tel. 03-6866-8800 Fax. 03-6866-8801 URL. http://www.eclat-c.com/

## 自筆証書遺言の方式緩和

2018年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)が成立し、同年 7月13日に公布されました。いわゆる「改正相続法(改正民法)」と言われるもので、約40年ぶりの大改正です。この 改正の中で、今回は、民法大改正のうち先行して1月13日から施行する自筆証書(全文を手書きで作る遺言書)の方 式緩和についてご紹介します。

## 財産目録はパソコン作成でも OK

これまで自筆証書によって遺言をするには、遺言者自らが全文を手書きしなければならず、他人の代筆やパソコン 等で作成した文書を印刷したものでは、法的に無効となってしまいます。そのため、不動産を多数所有している人や 預貯金口座を多数保有している人が、具体的な不動産や口座ごとに受取人(相続人・受遺者)を指定したい場合は、 正確な所在地番や口座番号を記載する必要がありました。しかし、このような財産の特定に関する記載は、高齢者に とっては、大きな負担であり、また誤記のリスクも高くなってしまいます。

そこで、不動産や預貯金口座等の相続財産を特定するための「目録」については、手書きに代えて、不動産につい ては登記事項証明書を、預貯金口座については通帳のコピーを別紙として添付して、全頁に署名・押印をすることで、 より誤記のない正確な遺言を作成することが可能となります(この「目録」を修正等する場合には、手書き及び押印に よる修正をしなければなりません)。

## 自筆遺言の要件

改正前 改正後(2019年1月13日から) ◎パソコンで財産目録を作成 OK※ 全文を自書する必要 ◎通帳のコピーを添付 OK ※財産目録には、署名押印が必要 日付の自書 氏名の自書 押印 変更なし 家庭裁判所による検認

## 2019年1月13日施行

また、施行日前(2019年1月13日より前)に作成された自筆証書遺言には、 上記の規定は適用されませんので、あくまで2019年1月13日以降に作成する 遺言書でなければならない点も注意してください。ただ、今回の自筆証書遺言の 方式緩和を受け、より気軽に、より軽負担で、自筆の遺言が作成しやすくなりまし た。さらに 2020 年 7 月 10 日からは、自筆証書遺言を法務局に保管することもで きるようになる予定です。

それでも、裁判所による検認が必要など、その他の要件はそのままです。やはり 遺言は、公証役場で公正証書にすることをお勧めします。

